

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年6月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：コロンビア国公共交通指向型開発推進プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コロンビア国公共交通指向型開発推進プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年8月 ～ 2029年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の12%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25か月以降）：契約金額の12%を限度とする。

4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度(2026年12月頃)
- 2) 2027年度(2027年12月頃)
- 3) 2028年度(2028年12月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市地域開発グループ 第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 6月 30日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 7月 1日 12時まで
3	質問への回答	2026年 7月 6日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年 7月 10日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知	2026年 7月 22日まで
7	技術評価説明の申込(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/n6GzTwh8sw>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度

本案件では業務管理グループの設置はありません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	<u>二都市に対する技術協力</u> 本事業は、メデジンとボゴタの二都市を対象とするものである。単なる計画の策定に留まらず、より高度なTODの実現のために必要となる知見の提供が求められていることを前提に、両都市の状況を踏まえ、本業務の実施手法及びプロセスで取り入れる工夫を提案すること。	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (1) 中長期のビジョン (3) 先方実施体制 (6) 成果1

2	<p><u>本邦研修の内容</u> 本邦研修の内容、実施時期及び日程案を提案すること。4回実施する本邦研修では、より高度なTOD実現のためのプロセスを体系的に学ぶ内容として、都市計画関連法制度、組織体制（関係者の調整機能含む）、資金調達、段階的なアプローチ等、すべての要素を毎回含めること。また、研修を通じて得られる知見や手法をコロンビアで適用する方法を検討するため、参加者同士の議論を促し、理解を定着させる場も含めるものとする。加えて、研修内で取り上げる日本の具体的事例とその理由、現地適用にあたっての課題や留意点について提案すること。</p>	<p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (2) 本邦研修</p>
3	<p><u>ALPU（中南米都市・地域計画家協会）との連携を踏まえた、現地研修・ワークショップ・セミナーの内容</u> ALPUと協働で実施することを前提に、ボゴタまたはメデジンにおいて実施する現地研修・ワークショップ・セミナーの内容、日程案を提案すること。</p>	<p>第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (4) ALPUとの戦略的な連携</p> <p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (3) 現地研修・ワークショップ・セミナー</p>
4	<p><u>第三国研修</u> 第三国研修をパナマで実施することを想定し、内容、実施時期及び日程案を提案すること。提案にあたっては、本事業の目的を達成するために効果的な研修となるように工夫すること。</p>	<p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (4) 第三国研修</p>
5	<p><u>業務主任に求める資質</u> コロンビア側のレベルが非常に高いため、TODについて日本の実践にかかる高度な知見を有し、プレゼンテーション能力が高い人物を求めます。</p>	<p>第3条 実施方針及び留意事項 (2) プロジェクトの構成 (4) ALPUとの戦略的な連携 (6) 成果1 (7) 成果2 (8) 成果3</p>

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2025年6月

・RD署名：2026年2月3日

☑別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

プロジェクトの狙い

(1) 中長期のビジョン

コロンビアの首都ボゴタおよび第二の都市メデジンは、公共交通指向型開発（Transit-oriented Development：以下、「TOD」という。）を都市政策の柱の一つとしている。ボゴタでは2028年に初のMetro 1号線が開通予定であり、メデジンでは新しいLRTであるLine 80が開通予定であることから、こうした公共交通インフラ整備の好機を捉え、TODの理念に基づく持続可能な都市開発の推進を目指している。

コロンビア国「公共交通指向型開発推進プロジェクト」（以下、「本事業」という。）は、日本のTODに関する知見を共有することにより、ボゴタとメデジンにおいてTODに関わる公的機関の能力の向上を図り、もって両都市における持続可能な都市開発の推進に寄与するものである。本事業を契機として両都市でTODが展開されれば、その経験は、コロンビアで実施中の第三国研修の枠組みやJICA帰国研修員が国を跨いで展開する中南米都市・地域計画家協会（Latin American Association of Urban and Territorial Planners, 以下、「ALPU」という。）のネットワークを通じて、中南米諸国に波及することが期待される。

(2) プロジェクトの構成

本事業では、以下のとおり3つの成果を設定している。

- 成果1：メデジンとボゴタの都市計画にTODの方針と手法が組み込まれる。
- 成果2：メデジンとボゴタにおいてパイロット駅のTOD計画が策定される。
- 成果3：コロンビアにおけるTODを推進するため、都市計画関連法制度、組織体制、資金調達（プロジェクトファイナンスや資金調達手法含む）に関する提言がまとめられる。

本事業のC/PIは、都市計画や都市交通に関する知識・経験を豊富に有しており、

能力も高い。従って、本事業では、日本人専門家が主導して成果を達成していくというよりも、C/Pが主体的に事業を推進することを側面から支援することを基本方針とする。C/Pの活動を支えるため、コロンビアの都市計画や都市交通に関する現状を十分に把握した上で、本邦研修や現地研修を通じて技術的インプットを行い、コロンビアにおける課題解決指向のより高度なTOD事業の実現に貢献する。

なお、C/Pが本事業に特に期待しているのは、自らが得意とする「事業の計画」よりも「事業の実現」である。計画を実現するために必要な都市計画関連法制度、組織体制（関係者の調整機能含む）、地上・地下空間の活用（駅上下空間の高度利用、高架下の活用）、資金調達（プロジェクトファイナンスや資金調達手法含む）に関する高度な知見の提供が求められている。

加えて、本事業における「TOD計画」については、C/Pと協議の上、プロジェクト内で定義する²。

また、C/PはTOD事業への民間参入の重要性も強調しており、日本企業による投資やJICAによる投融資への期待も示している。本事業の実施期間中においても、民間参入やファイナンスに関する協力の可能性について継続的に検討する。

実施体制に関する方針 本事業に関わる人々

（3）先方実施体制

先方実施機関は、メデジン市の計画局及びメトロ公社、そしてボゴタ市の計画局及びメトロ公社である。TOD推進においては様々な関連機関との調整が必要となるため、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：以下、「JCC」という。）を通じてプロジェクトの活動について議論、共有し、意思決定を図る。日々の実務については、成果毎に設置されるテクニカルワーキンググループ（TWG）を通じて関係機関の関係者と活動・協議を進める。

（4）ALPU との戦略的な連携

本事業では、日本のTODに関する知見や経験を、コロンビアの社会的・制度的文脈に適応させることが求められる。そのためには、両国間に存在する制度、文化、技術的背景等のギャップを的確に把握し、これを埋めるための工夫が不可欠である。コロンビアには、過去のJICA研修に参加し、日本の都市計画に関する知識を有する帰国研修員で構成されるALPUが存在しており、同機関は日本とコロンビアの橋渡し役として重要な役割を果たし得る。従って、本事業においては、ALPUとの連携を戦略的に位置付け、同協会と協働のうえで研修、ワークショップ、セミ

² 本事業プロポーザル提案時においては、詳細計画策定調査に関する報告書を参照し、TOD計画を想定すること。

ナー等を実施し、C/Pの理解の深化を図る。

(5) 国内支援委員会

本事業では、関係する分野の有識者等からなる国内支援委員会の設置を予定している。受注者は、国内支援委員会の有識者の助言を踏まえて事業を行うとともに、国内支援委員会の事務局運営を行う。

各成果の位置付けと協力アプローチ

(6) 成果1

マクロの視点を扱う成果1では、「メデジンとボゴタの都市計画にTODの方針と手法が組み込まれる」ことを目指す。

本事業の期間中、メデジン市計画局は2025年に市域土地利用計画（Plan de Ordenamiento Territorial：以下、「POT」という。）の中間見直しを実施し、2027年以降には長期的な見直しに着手する予定である。これらの見直しにおいて、TODの政策及び関連手法を導入することにより、都市の将来ビジョンの実現を図る。一方、ボゴタでは、2021年にPOTが策定されたが、具体的な都市計画手法であるAIM（交通結節点となる地区の開発を促進する手法）及びPRUMS（交通インフラ周辺の持続可能な都市開発を促進する手法）に関する規制の条件等が今後数年以内に条例により導入される予定である。

これらの取り組みを支援するため、本事業では、日本の専門的知見を提供するとともに、関係者間の議論を促進し、成果の質の向上を図る。

(7) 成果2

ミクロの視点を扱う成果2では、「メデジンとボゴタにおいてパイロット駅のTOD計画が策定される」ことに取り組む。

各都市それぞれ2か所ずつ、計4か所のパイロット駅およびその周辺地域において、TOD計画の立案および資金調達スキームの構築を実施する。各都市はまず優先的に取り組む第一パイロット駅に着手し、第一パイロット駅で得られた知見は、JCCの決定を経て活動を開始する第二パイロットに展開される。

なお、第一パイロット駅は、メデジンではLine 80のコルドバ駅、ボゴタではメトロ1号線の第15駅および第16駅（交通結節点としてひとつのエリアとする）である。第二パイロット駅は、メデジンではLine80のサン・ヘルマン駅、ボゴタではメトロ1号線の第2駅が想定されている。

(8) 成果3

成果3では、「コロンビアにおけるTODを推進するため、都市計画関連法制度、組織体制（関係者の調整機能含む）、資金調達（プロジェクトファイナンスや資金調達手法含む）に関する提言がまとめられる」ことが求められており、関係者のインセンティブ等を考慮した段階的なアプローチを検討する。

本事業において実施される研修、ワークショップ、セミナー等を通じて得られた知見を踏まえ、コロンビアにおけるTODの推進・実施を強化するために必要な制度改革の検討を行う。

プロジェクト活動に取り入れる視点

(9) 気候変動緩和策の視点

パイロットプロジェクト実施による公共交通指向型開発を推進するものであり、気候変動対策（緩和策）に貢献する案件と位置付け、TODの集積効果による鉄道の利用者増を念頭に置く。については、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）（3. 鉄道等によるモーダルシフト（旅客））」などを参考に、本事業を通じた温室効果ガス削減量を推計し、結果を取り纏める。

検討に際しては、資料「ペルー国リマ・カヤオ首都圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査（気候変動対策）」の最終報告書を参考とする。

(10) 環境社会配慮の視点

本事業の環境社会配慮カテゴリはCとなっているが、プロジェクト実施段階で環境影響を生じさせる活動が行われる場合にはJICAガイドラインに従ってカテゴリ分類の再検討を行い、発注者と協議する。

(11) 社会的弱者の視点

対象都市の社会的弱者の視点に立った協力になるように留意する。具体的には、各活動にあたって、貧困層、子供、女性、高齢者、障がい者等のニーズを取り入れることにC/Pとともに取り組む。必要に応じて、当該分野に明るい現地NGO等のリソースの活用も検討する。

本事業は「ジェンダー活動統合案件」に分類されているため、本事業で実施する研修においては、参加者の男女比が先方実施機関の職員構成と同程度（約半数）となるように参加者の募集を行う。また、本邦研修では、ジェンダーに

配慮した日本のTOD事例を紹介することで、女性を含む多様な人々が利用しやすい公共空間や交通インフラの計画に資する能力の強化を図る。

加えて、障がい主流化についても留意する。多数の人が利用する公共交通や公共空間は、誰もがそれを享受できるようにすることが欠かせないため、本邦研修で日本の都市で障害主流化がどのように図られているか紹介し、C/Pが自国での障害主流化に取り組むための素地をつくる。

事業実施にかかる留意点

(1 2) 事業のモニタリング

事業の実施にあたっては、モニタリングシートとして、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた任意の様式を基に、日常的な事業モニタリングを行う。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、事業の進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素等がある。受注者は、6か月に1度を目途に、モニタリングシート用の資料を作成し、主管部及び在外拠点に提出した上で、進捗・達成状況を確認し、必要なアクションを検討する。その後在外拠点よりC/Pにフィードバックを行う。

(1 3) 使用言語

C/Pとの間で取り交わされる書類の言語は英語あるいは西語になる³。C/Pには英語を不得手とする者もいるため、現地で通訳やアシスタントを起用する等、円滑なプロジェクト実施のための体制を整備する。

(1 4) 効果的な広報

メデジンおよびボゴタの両都市でTODを推進する機運を高められるよう、一般市民を含めた幅広い関係者のTODに対する理解向上に資する広報活動を積極的に実施する。また、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果をコロンビアと日本の両国の国民各層、両国内外のドナー関係者等に正しく理解してもらえるような広報にも取り込む。具体的には、JICAウェブサイト上にプロジェクトページを立ち上げ、研修やセミナー、JCC等の取組みについて積極的に広報を行う。JICAウェブサイトに限らず、C/Pのウェブサイトでもプロジェクト概要および進捗等を発信する。

³ 活動に必要な翻訳の費用を計上する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1（メデジンとボゴタの都市計画に TOD の政策と手法が組み込まれる） に関わる活動

活動1-1：両市の地域整備計画（POT）や都市計画手法に導入可能なTODの理念を特定し、導入に伴う課題を整理する。

活動1-2：両都市合同の本邦研修を実施する。

活動1-3：本邦研修での学びを補完する両都市合同の現地研修やワークショップ、セミナーを実施する。

活動1-4：研修やワークショップ、セミナーの結果を踏まえ、メデジンの地域整備計画（POT）やボゴタの都市計画に組み込むことができるTODの政策や手法を明確する。

② 成果2（メデジンとボゴタにおいて、パイロット駅の TOD 計画が策定される） に関わる活動

活動2-1：パイロット地区の状況と同地区の開発コンセプトプランをレビューする。

活動2-2：日本のTODに用いられる開発利益還元（LVC）等の資金調達手法、地上権を活用した高度な駅周辺開発等に関する、両都市合同の本邦研修を実施する。

活動2-3：本邦研修での学びを補完する現地研修やワークショップ、セミナーを実施する。

活動2-4：研修やワークショップの結果を踏まえ、パイロット駅のTOD計画を策定する。

③ 成果3（コロンビアにおける TOD を推進するため、都市計画関連法制度、組織体制、資金調達（プロジェクトファイナンスや資金調達手法含む）に関する提言がまとめられる） に関わる活動

活動3-1：成果1及び成果2の活動で得られた知見を整理する。

活動3-2：得られた教訓をもとに、コロンビアにおけるTOD推進に向けて、都市計画関連法制度、組織体制、資金調達（プロジェクトファイ

ランスや資金調達手法含む)に関する提言をまとめる。

(2) 本邦研修

- 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。
本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）
- 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	コロンビアにおけるTODの推進に資する日本の知見を共有する。TOD実現のためのプロセスを体系的に学ぶ内容として、都市計画関連法制度、組織体制（関係者の調整機能含む）、資金調達、段階的なアプローチ等、すべての要素を毎回含める。
実施回数	合計4回（第1回目の研修は2028年1月下旬とする）
対象者	本案件のカウンターパート（メデジン市計画局、メデジンメトロ公社、ボゴタ市計画局、ボゴタメトロ公社、ならびに関係機関の職員）。なお、第一回目の研修のみ、4名の準高級のC/Pが参加する可能性がある。
参加者数	約16名/回（各都市から8名ずつ）
研修日数	第1回：約14日（移動日を含む） ※第1回目の研修では、最初の7日間のみ準高級4名（ボゴタ2名、メデジン2名）の参加を予定している。準高級以外の参加者は14日間の参加。 第2回：約14日（移動日を含む） 第3回：約14日（移動日を含む） 第4回：約14日（移動日を含む）

受注者は発注者と協議の上、本邦での研修計画（案）を提案し、発注者の承認を得て研修を実施する。実施にあたって、研修員候補の人選に関しても、事務所及びカウンターパートと協議し支援を行い、研修員の受入に係るアプリケーションフォームの取り付けに協力する。

本邦研修の実施に際しては、来日前に、研修計画と目的の説明を行い、来日期間中に視察・意見交換の時間を十分に取れるよう配慮するとともに、研修最終日に研修員によるアクションプランが作成されるよう、検討・協議・作成に必要な時間も確保する。また、本業務を通じて提案される各種計画に研修を通じて作成したアクションプランが盛り込まれるよう配慮する。

(3) 現地研修・ワークショップ・セミナー

本業務では現地研修・ワークショップ・セミナーを実施する。想定規模は以下のとおり。

目的	ボゴタまたはメデジンにおいて研修・ワークショップ・セミナーを計10回実施する。キックオフでは、各CPと協議して、コロンビア側の現状を理解した上で、本邦研修の内容の確認・合意を行う。計4回ある本邦研修の前には、日本のTODに関する基礎知識の習得および参加者自身が抱える課題の明確化を図り、本邦研修後には、日本で得た知見をコロンビアに適用するための検討の機会を提供する。案件終了前にはこれまでの成果を現地で発表する。
実施回数	10回（キックオフ1回、4回の本邦研修の渡航前後1回ずつ、案件終了時の成果報告1回）
対象者	本案件のカウンターパート（メデジン市計画局、メデジンメトロ公社、ボゴタ市計画局、ボゴタメトロ公社、ならびに関係機関の職員）
参加者数	約16名/回
開催期間	約1-2日/回 なお、キックオフの実施は2026年9月中旬～下旬を想定、第一回本邦研修事前セミナーは2026年10月下旬から11月を想定。
実施場所	メデジン市内またはボゴタ市内
実施形態 ⁴	対面（5回）・オンライン併用（5回） ALPUとの協働による実施。 対面の際は国内支援委員等の有識者の渡航も検討する。受注者とすり合わせの上、JICAにて別途派遣予定。

(4) 第三国研修

第三国研修は、本邦研修を補完するものとして、中南米地域のTOD実例を学ぶことを目的に実施する。第三国研修も本邦研修と同様に、受注者は発注者と協議の上、研修計画（案）を提案し、発注者の承認を得て実施する。

⁴ 研修費用については一回あたり100万円を上限とする（会場費、ケータリング等）。なお、ALPUとの連携については、受注者とすり合わせの上、JICAにて別途契約予定。また、国内支援委員等の有識者の渡航経費については、JICA側で負担するので見積りに含める必要はない。

目的・研修内容	コロンビアにおけるTODの推進に資する中南米の知見を共有する。
実施回数	1回
対象者	本案件のカウンターパート（メデジン市計画局、メデジンメトロ公社、ボゴタ市計画局、ボゴタメトロ公社、ならびに関係機関の職員）。
参加者数	最大8名/回（各都市から4名ずつ）
研修日数	1回：最大5日（移動日を含む）
開催地	パナマでの開催を想定する

（5）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では以下の対応を行う。

- 研修事業を中心とする本案件の環境社会配慮カテゴリはCとなっているが、プロジェクト実施段階で環境影響を生じさせる活動が行われる場合には JICA ガイドラインに従ってカテゴリ分類の再検討を行い、発注者と協議する。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日 以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	業務開始から1カ月 以内	英語 西語	電子データ	—
モニタリングシート	6カ月ごと 2027年3月 2027年9月 2028年3月 2028年9月 2029年3月	英語 西語	電子データ	—
第一回業務進捗報告書	業務開始から12カ月 以内	英語 西語	電子データ	—
第二回業務進捗報告書	業務開始から24カ月 以内	英語 西語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	3部
			CD-R	1部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語 西語	製本	各5部
			CD-R	各2部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針

- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（3）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（4）業務完了報及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

（5）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注

者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) メデジンとボゴタの都市計画におけるTODの方針と手法（成果1）
- (2) メデジンとボゴタにおけるパイロット駅のTOD計画（成果2）。
- (3) コロンビアでTODを推進するための提言（成果3）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない⁵。

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名

国名：コロンビア共和国（コロンビア）

案件名：公共交通指向型開発推進プロジェクト

Project for Promoting Transit-Oriented Development

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

コロンビアでは急速な都市化が進展しており、人口の83%が都市に居住している（世界銀行、2024）。ボゴタでは、過去30年間で人口が倍増（コロンビア国家統計局による2023年推計）、現在は800万人都市となっている。首都としての機能強化が進む一方で、低密度かつスプロール型の土地利用が交通渋滞や環境悪化、都市内格差等の問題を引き起こしており、その改善が喫緊の課題となっている（世界銀行、2012）。第二の都市メデジンでは、1981年に約134万人だった人口が2025年には270万人へと急増しており（メデジン市計画局、2025）、地形的制約を踏まえたコンパクトで高密度な土地利用や、持続可能な公共交通や居住環境の整備等を通じたインクルーシブな開発が求められている。

こうした課題に対応するため、両市は公共交通指向型開発（Transit-Oriented Development。以下、「TOD」という。）を都市政策の中核に据えている。ボゴタでは、2021年に承認された地域整備計画（POT - Bogotá Verdece 2022-2035）（条例555、2021年）においてTODを位置付ける条項が盛り込まれ、AIMやPRUMSと呼ばれる公共交通駅周辺地区に対する都市計画ツール等を通じてTODを実現することが目指されている。メデジンでは、地域整備計画（POT（2014-2027）（条例48、2014年）や都市圏交通マスタープランにTODの理念が部分的に統合されているほか、持続可能な交通計画（PIMSMed）の策定を通じてTODの推進が図られている。このような動きは、国家開発計画（法律第2294号、2023年）第285条に明記されるTODの推進と整合するものであり、持続可能かつインクルーシブで競争力のある都市形成を目指すものと位置付けられる。

しかしながら、コロンビアにおけるTODの実現には制度的・財政的・人的な課題が残る。土地利用規制の不足や不整合、開発利益還元制度や民間投資誘導の不十分さ、TODの経験・知見を有する人材の不足などがある。以上の背景を踏まえ、本事業は、メデジンおよびボゴタにおけるTODの実現に向けて、両市の計画局やメトロ公社の職員の能力強化を行うものである。

なお、本事業は、公共交通の利用促進およびコンパクトな都市づくりを推進するものであり、TODを通じて2030年までに温室効果ガスを0.16 Mt CO₂eq削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

（2）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

我が国の対コロンビア共和国国別開発協力方針（2021年5月）では、重点分野の一つである「和平プロセスの履行期における均衡のとれた社会経済発展」において、持続可能な都市開発に取り組むことが位置付けられている。さらに、もう一つの重点分野である「環境問題及び気候変動対策や災害対策への取組」では、都市計画の段階から気候変動への予防策と緩和策を含めた災害対応を推進することとされている。

JICAの課題別事業戦略グローバルアジェンダ都市・地域開発「まちづくり」クラスター事業戦略においては、TODや土地区画整理などの手法を通じて、都市基盤及び居住環境の面的な改善と質の向上を図ることが掲げられている。これまでJICAは、1998年に開始したコロンビア向け研修「土地区画整理」を契機に、都市開発に関連する技術協力を継続してきた。この協力を通じて育成された人材は、コロンビアにおいて土地区画整理の導入に貢献したのみならず、第三国研修を通じて中南米14か国に広がる帰国研修員ネットワークを形成し、2024年2月には「中南米都市・地域計画家協会（Latin American Association of Urban and Territorial Planners：ALPU）」が設立された。本事業はこういった過去の協力の成果を生かしつつ、コロンビアにおいて都市開発と公共交通が一体的に計画・実施されるTODを通じて持続可能な都市づくりを推進するものである。なお、そのような都市の実現は、SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」やゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」にも資するものである。

以上のように、本事業は、我が国およびJICAの方針、並びにSDGsの推進に貢献するものである。

（3）他の援助機関の対応

世界銀行や米州開発銀行は、ボゴタの公共交通インフラの整備に対する借款を供与し、公共交通の改善に貢献してきた（ボゴタのメトロ1号線、BRT、ロープウェイ整備等）。加えて、世界銀行は2022年、メデジンの公共交通（Line 80）の開発資金調達手法の調査を行い、増加税収財源措置の適用性を分析した。ドイツの

連邦環境・自然保護・原子力安全省およびイギリスのエネルギー・気候変動省は、ドイツ復興金融公庫（KfW）等と連携して、コロンビアの国レベルの省庁機関（運輸省、環境・持続可能な開発省、住宅省、国家開発庁）およびパイロット都市を主たるカウンターパートとして、気候変動緩和策に主眼を置いたTODの推進に関する協力を実施した（Colombia Transit-Oriented Development（TOD）NAMA（2016年～2023年））。同事業を通じて、コロンビアの開発銀行（FINDETER）において、技術及び資金の支援を行うTOD推進センター（Centre for the Promotion of Transit-Oriented Development in Colombia: CIUDAD）が設立された。本事業は、以上の協力の成果を踏まえつつ実施するものである。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、ボゴタとメデジンにおいて、両市の都市計画にTODの方針や手法を組み込むとともに、パイロット駅におけるTOD計画を策定することにより、TODの実現に向けた公的機関の能力向上を図り、もって両都市における持続可能な都市開発の推進に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

メデジン市（人口約250万人、面積382 km²）およびボゴタ市（人口約800万人、面積1,587 km²）

（3）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：メデジン市計画局（職員217名（契約含む））、メデジンメトロ公社戦略計画課及び都市マネジメント課（職員59名）、ボゴタ市計画局（職員662名）、ボゴタメトロ公社都市開発・不動産・運賃外収入課（職員25名（契約含む））の職員

最終受益者：メデジン市およびボゴタ市の住民

（4）事業実施期間

2026年9月～2029年8月（計36か月）

（5）事業実施体制

先方実施機関：メデジン市計画局、メデジンメトロ公社戦略計画課及び都市マネジメント課、ボゴタ市計画局、ボゴタメトロ公社都市開発・不動産・運賃外収入課

（6）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

コロンビアの都市計画の知見は、中南米諸国を対象としてボゴタで実施する第三国研修「インフラ整備事業向け都市計画・管理・資金調達」（2025年度～2027年

度)を通じて共有されている。そのため、同研修において本事業によるTODの取り組みを紹介することで、コロンビア国内にとどまらず、研修に参加する中南米諸国にもTODの知見が波及することが期待される。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

上記2.(3)のとおり

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (C)

② カテゴリ分類の根拠：「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

（もし事業実施段階で環境への望ましくない影響等があると判断される場合はカテゴリ分類の見直しを行う。）

2) 横断的事項

ジェンダー分類： ジェンダー活動統合案件

<活動内容／分類理由>

先方実施機関では、女性管理職や女性職員の割合は約半数、あるいはそれ以上を占めており、ジェンダーに起因する雇用機会の格差は大きくない。一方で、ジェンダーによる格差なく継続的に能力強化の機会を提供することが求められていることが確認された。このため、本事業で実施する研修においては、参加者の男女比が先方実施機関の職員構成と同程度（約半数）となることを想定し、研修の女性参加割合を指標として設定することで合意した。また、本事業が対象とするTODは、多様な人が利用する駅およびその周辺地区の開発を扱うものである。そのため、本邦研修等では、ジェンダーに配慮した日本のTOD事例を紹介することで、女性を含む多様な人々が利用しやすい公共空間や交通インフラの計画に資する能力の強化を図ることとした。

(8) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：メデジンとボゴタにおいて、TODを通じた持続可能な都市開発が推進される。

【指標及び目標値】

- 実施段階に進んだ TOD 実施計画の件数（2 件）
- 実施主体によって承認された TOD 実施計画の件数
- 市計画局に承認された TOD 政策・手法を取り入れた都市計画（駅周辺を対象

とする部分計画（PP）や AIM/PRUMS 等の計画文書）の件数

- ・ 策定された TOD コンセプト計画の件数

(2) プロジェクト目標：メデジンとボゴタにおいて、TOD を実現するための公的機関の能力が向上する。

【指標及び目標値】

- ・ メデジンの地域整備計画（POT）案が、必要な規制枠組みやファイナンス手法を取り入れ、承認プロセスに入る
- ・ パイロット駅における TOD 実施計画の件数（2 件）
- ・ 市計画局に承認された TOD 政策・手法を取り入れた都市計画（駅周辺を対象とする地区の計画（PP、AIM/PRUMS 等の計画文書）の件数
- ・ 策定された TOD コンセプト計画の件数
- ・ 本邦研修参加人数（女性参加割合を含む）
- ・ 現地研修・ワークショップ参加人数（女性参加割合を含む）
- ・ TOD の実現に必要な調整メカニズムや組織体制の構築

(3) 成果

成果1：メデジンとボゴタの都市計画にTODの方針と手法が組み込まれる。

成果2：メデジンとボゴタにおいてパイロット駅のTOD計画が策定される。

成果3：コロンビアにおけるTODを推進するため、都市計画関連法制度、組織体制、資金調達（プロジェクトファイナンスや資金調達手法含む）に関する提言がまとめられる。

(4) 活動

活動1-1：両市の地域整備計画（POT）や都市計画手法に導入可能なTODの理念を特定し、導入に伴う課題を整理する。

活動1-2：両都市合同の本邦研修を実施する。

活動1-3：本邦研修での学びを補完する両都市合同の現地研修やワークショップ、セミナーを実施する。

活動1-4：研修やワークショップ、セミナーの結果を踏まえ、メデジンの地域整備計画（POT）やボゴタの都市計画に組み込むことができるTODの政策や手法を明確する。

活動2-1：パイロット地区の状況と同地区の開発コンセプトプランをレビューする。

活動2-2：日本のTODに用いられる開発利益還元（LVC）等の資金調達手法、地上権を活用した高度な駅周辺開発等に関する、両都市合同の本邦研修を実施する。

活動2-3：本邦研修での学びを補完する現地研修やワークショップ、セミナーを実施する。

活動2-4：研修やワークショップの結果を踏まえ、パイロット駅のTOD計画を策定する。

活動3-1：成果1及び成果2の活動で得られた知見を整理する。

活動3-2：得られた教訓をもとに、コロンビアにおけるTOD推進に向けて、都市計画関連法制度、組織体制、資金調達（プロジェクトファイナンスや資金調達手法含む）に関する提言をまとめる。

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

- ・ プロジェクトに関連する情報がカウンターパート機関から提供される。
- ・ カウンターパート職員が適切に配置される。

（2）外部条件

- ・ コロンビア側の TOD に関する政策に大幅な変更が起こらない。
- ・ カウンターパート機関の持続的運営ができなくなるような財務的・組織的な問題が起こらない。
- ・ プロジェクト活動や研修等に従事したカウンターパート職員の離職・異動が大量に生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

コロンビア国「都市計画・土地区画整理事業プロジェクト」（評価年度2008年）では、日本とコロンビアの都市計画・土地区画整理の概念の違いをどのように理解し、乗り越えるかが課題となっていた。そこで、本邦研修の参加予定者に対して、過去の研修に参加した帰国研修員が自身の経験をもとにコロンビアで事前研修を実施した。この取り組みにより、参加予定者への情報提供が効果的に行われ、日本での理解度の向上に大きく貢献した。さらに、翌年にはその帰国研修員自身が講師を務めることとなり、知識の定着・向上や自発性の醸成にも寄与したことが確認されている。本事業では、日本とコロンビアの都市計画に関する法制度や文化等の違いに起因する技術移転の認識ギャップを最小化するため、本邦研修の前後にコロンビアでの事前・事後研修を行うようにプロジェクト計画に反映させた。また、これらの研修においては、日本の都市計画に関する知識を有するコロンビア在住のJICA帰国研修員とも連携し、効率的・効果的な技術協力を行うこととした。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定
 - 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
 - なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援
 - 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
 - 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
 - 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成
 - 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
 - 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と協働で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
 - 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
 - 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：都市計画に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（1号）】

① 対象国及び類似地域：全開発途上国地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

「第2章 特記仕様書案」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 17.97 人月

本邦研修に関する業務人月11.20を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。
なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。」

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。

2) 渡航回数を目途 延べ11回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本業務では当該項目は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請書
- R/D
- 詳細計画策定調査結果に係る報告資料
- 中南米地域公共交通指向型開発（TOD）に関する情報収集・確認調査 ドラフト・ファイナル・レポート（※非公開資料として限定共有）

※本資料については、JICA 都市地域開発グループ第一チームから配布しますので、imgge@jica.go.jp 宛てにご連絡ください。

依頼メール件名：「資料送付依頼_（調達管理番号）_（法人名）」

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	CPとの間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションはスペイン語となります。等
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コロンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いいたします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して

下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

71,818,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（38,967,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修にかかる経費	第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容2. (2)	38,967,000円	一回分の報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号 1.0人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号 0.70人月、5号 0.70人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、4回分の直接経費4,236,000円）	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されて

いる紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60
(2) 要員計画/作業計画等	(10)
ア) 要員計画	5
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)
ア) 類似業務等の経験	-
イ) 業務主任者等としての経験	-
ウ) 語学力	-
エ) その他学位、資格等	-
3) 業務管理体制	(-)